

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）について

次のとおり、簡易型制限付一般競争入札を行うので公告します。

平成29年9月7日

新上五島町長 江上悦生

（1）共通事項

項 目	入 札 参 加 資 格 要 件 等		
事業所の所在地	新上五島町建設工事入札制度合理化対策要綱第4条に規定する入札参加資格者名簿に掲載されており、本社・本店もしくはこれに準じる営業所等（以下「受任事業所」という。）を新上五島町内に有する者であること。（詳細は（2）個別事項「入札参加資格要件」の欄を参照ください。）		
入札参加の形態	単体企業であること。	現場説明会	開催しない。
予定価格等	設計額を予定基本価格とし、予定基本価格の90%（ただし、解体工事及び建築関連の搬送設備は80%）を最低制限基本価格とするが、乱数を使用した事前及び公開（入札会場）の2回のランダム化により決定する。		
入札回数	2回までとする。	入札金額	契約希望金額の100/108に相当する金額を記入すること。
入札の無効	新上五島町契約規則第16条及び新上五島町簡易型制限付一般競争入札試行要領第12条の規定に該当する場合又は入札執行者が無効と判断する場合。		
前金払	有（請負代金額の40%以内） ※ 当初請負代金額が130万円以上の場合に適用します。		
中間前金払	有（請負代金額の20%以内） ※ 当初請負代金額が1,000万円以上の場合に適用します。（その他の要件有。契約時に担当者へお尋ねください。）		
部分払	有 ※ 当初請負代金額が1,000万円以上の場合に適用します。		
入札保証金	免除 ※ 新上五島町契約規則第9条第2号の規定を適用。落札者が契約を結ばない場合には、損害賠償金として落札価格（消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を徴収する。		
契約保証金	当初請負代金額が300万円以上の場合、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。		
公告日	平成29年9月7日（木）		
入札執行日・場所	平成29年9月25日（月） 新上五島町役場本庁3階F会議室 ※執行順、時刻については（2）個別事項を参照してください。		
入札参加申請書受付期間	平成29年9月7日（木） 8：30 から 平成29年9月13日（水） 17：15まで		
入札参加申請書提出方法	財政課に電子メール（zaisei@town.shinkamigoto.nagasaki.jp）で提出すること。		
設計図書等閲覧期間	平成29年9月7日（木） 8：30 から 平成29年9月25日（月） 17：15まで		
設計図書等質問書提出期限	平成29年9月15日（金） 12：00 まで		
工事費内訳書の審査	入札会場では落札予定者のみを審査し、落札予定者以外の審査は、入札会終了後に行い、その結果を「入札結果一覧表」に「無効」等を記載して公表する。		
現場代理技術者 主理技術者	請負代金額が3,500万円（建築工事は7,000万円）未満の工事は、建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和について（試行）の適用対象工事である。		
	建設業法第26条第2項に該当する工事（下請金額の合計金額が4,000万円以上、建築工事は6,000万円以上の工事）は、「 <u>監理技術者</u> 」を現場に専任で配置しなければなりません。		
	建設業法第26条第3項に該当する工事（請負額が3,500万円以上、建築工事は7,000万円以上の工事）に配置する技術者は、 <u>現場に専任で配置</u> しなければなりません。		
その他	建設工事に係る資源の再資源化に関する法律の対象となる工事は、法律に基づき契約書（別紙）に必要事項を記載し契約締結を行いません。		
	各工事の工事概要及び工事費の積算に必要な資料は、設計図書及び参考資料を閲覧（要パスワード）してください。		
	その他入札、契約に関する事項は、新上五島町契約規則並びに新上五島町建設工事執行規則及び関係規定の定めるところによるものとします。		

